

那覇市地域学校連携施設（10 校）の鍵管理及び予約システム導入事業に係る
制限付一般競争入札について（公告）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第 167 条の 6 第 1 項及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市地域学校連携施設（10 校）の鍵管理及び予約システム導入事業
- (2) 履行内容 別紙 1「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市内の地域学校連携施設（10 校）
- (4) 履行期間 契約締結日～令和 9 年 11 月 30 日
 - ※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約
 - ※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
 - ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。
 - イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であっては、それらの資格等を有していること。
- (4) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立

て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

(7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。(6)に該当するものを除く。)

(8) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 質問の方法・回答

(1) 質問方法 質問書(様式 1)を電子メール又は FAX で送信すること。

※電子メール又は FAX 送信後は、必ず確認の電話をすること。

(2) 質問期限 令和 8 年 2 月 12 日(木)午後 5 時まで

(3) 回答方法 令和 8 年 2 月 13 日(金)中に那覇市ホームページに回答を掲載する

6 入札参加申請方法等

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申込書(様式 2)

イ 使用印鑑届(様式 3)

ウ 契約実績証明書(様式 4)

エ 応札物品明細書(様式 5)

※仕様が確認できるカタログ等の写しを提出すること。

オ 提携予定会社報告書(様式 6) ※該当する場合のみ

カ 印鑑証明書(写し可)

キ 市町村税納税証明書(写し可)

ク 登記事項証明書(写し可)

法人：履歴事項全部証明書

個人：登記されていないことの証明

ケ 身分証明書 ※個人のみ

※印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、令和 8 年 2 月 1 日以降に発行されたものを提出すること。

(2) 提出方法 直接窓口へ提出または郵送、メール、FAX にて提出可。

※電子メール又は FAX 送信後は、必ず確認の電話をすること。

なお、原本は入札開始までに提出すること。

なお、公告に定める期限までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(3) 提出期限 令和8年2月17日(火)午後5時まで必着

(4) 提出先 下記「15 書類提出及び問い合わせ先」に記載

7 入札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和8年2月20日(金)

受付：午後2時00分、入札開始：午後2時15分

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所内11階(1101AB会議室)

8 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

(1) 入札方法 入札書(様式7)による紙入札

※入札金額は消費税及び地方消費税を含めない10校設置分の総額(詳細は「10 入札書の記載方法」に掲載)を記載すること。

※本件は予定価格を公表しない。1回目で落札しない場合は、2回目、3回目の入札を引き続き行う。2回目、3回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめ準備すること。

(2) 入札時提出書類

ア 入札書(様式7)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(様式8)

ウ 申請書類等の原本 ※該当者のみ(電子メール・FAX にて写し等を提出した場合)

(3) 落札者の決定

ア 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

ウ 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

9 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第8条第1項第3号の規定に該当する場合は免除する。

10 入札書の記載方法

(1) 入札参加者は、仕様書等の入札条件を熟知のうえ、入札に参加すること。

(2) 所定の「入札書(様式7)」に必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、使用印鑑届出印を押印すること。

(3) 入札金額は、那覇市内の地域学校連携施設(10校)に設置する機器等の初期導入費及びシステム運用に係る毎月の手数料の合計額(初期導入及びシステム運用の総期間20か月分とし、送料、搬入、設置など納品に係る全ての費用を含む)とし、消費税及び地方

消費税を含めない金額を記入すること。

- (4) 代理人による入札を行わせる場合は、所定の「委任状（様式8）」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格者名簿に登録された事業者は、使用印鑑届の代表者印と代理人の印を押印すること。代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 郵便による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 契約保証金に関する事項

落札候補者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、那覇市契約規則第30条第3号の規定に該当する場合は免除する。なお、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者

が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 法令順守

労働基準法その他の法律規則を遵守すること。

14 その他

那覇市に提出された書類は返却しない。

15 書類提出及び問い合わせ先

〒900-8553 那覇市泉崎1丁目1番1号（那覇市役所本庁舎10階）

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 生涯学習グループ 担当：金城

TEL：098-917-3502 FAX：098-917-3521

電子メール：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp

